

平成27年7月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

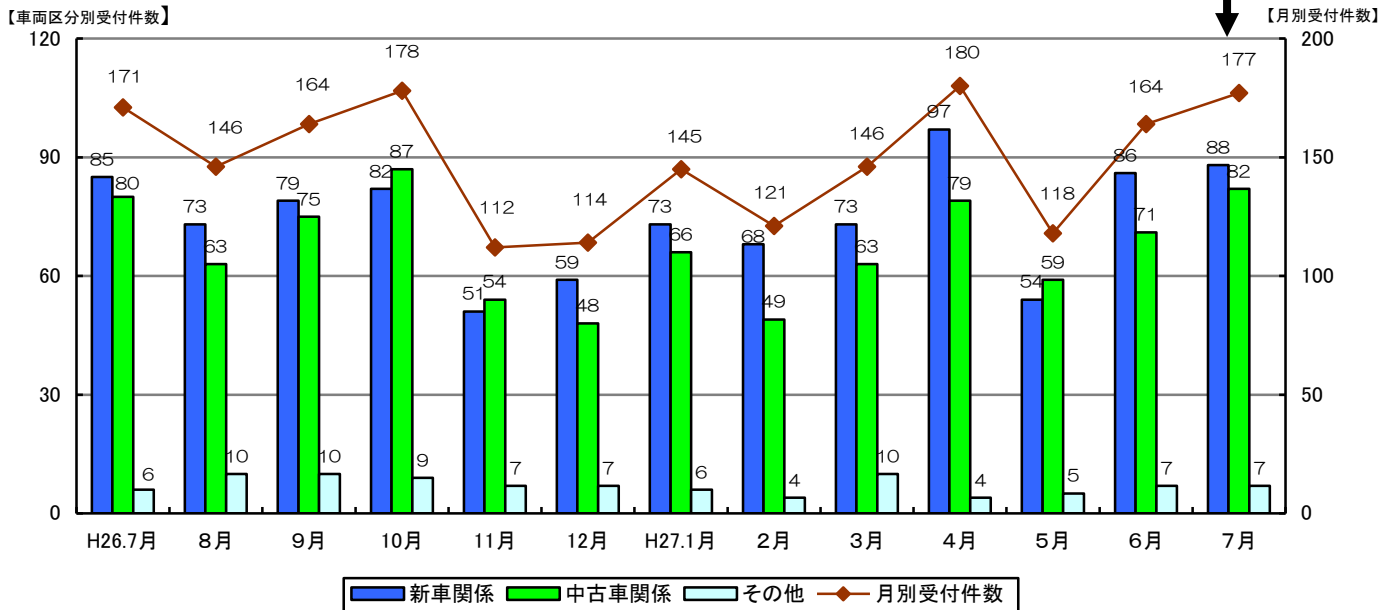
7月度の相談受付件数は計177件で、前月度と比較すると13件増、対前年同月比では、全体の相談受付件数は6件増（新車関係3件増、中古車関係2件増）となっています。

相談者の内訳では、「広告代理店」、「自動車関係団体」、「メーカー系ディーラー」からの問い合わせが多く、全体の約71%を占めています。

【相談者の内訳・平成27年7月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	88	82	7	177
広告代理店等	40	25	0	65
メーカー系ディーラー	20	7	1	28
自動車関係団体	16	13	4	33
中古車専門店	2	9	0	11
中古車情報誌社	1	19	2	22
メーカー	4	6	0	10
新聞社	2	0	0	2
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	3	3	0	6

【相談受付件数の推移・平成26年7月～平成27年7月】



2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが多く、その内容としては、個人向けリースプランの支払例を表示する場合の月々の支払額のみを表示の可否やリース終了時の条件等の表示方法に関する相談等であり、その他の問い合わせでは、日本カー・オブ・ザ・イヤー等の受賞について表示する場合の表示方法に関する相談等が寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	67	76.1%	その他	1	1.1%
景品関係	20	22.7%	合計	88	100%

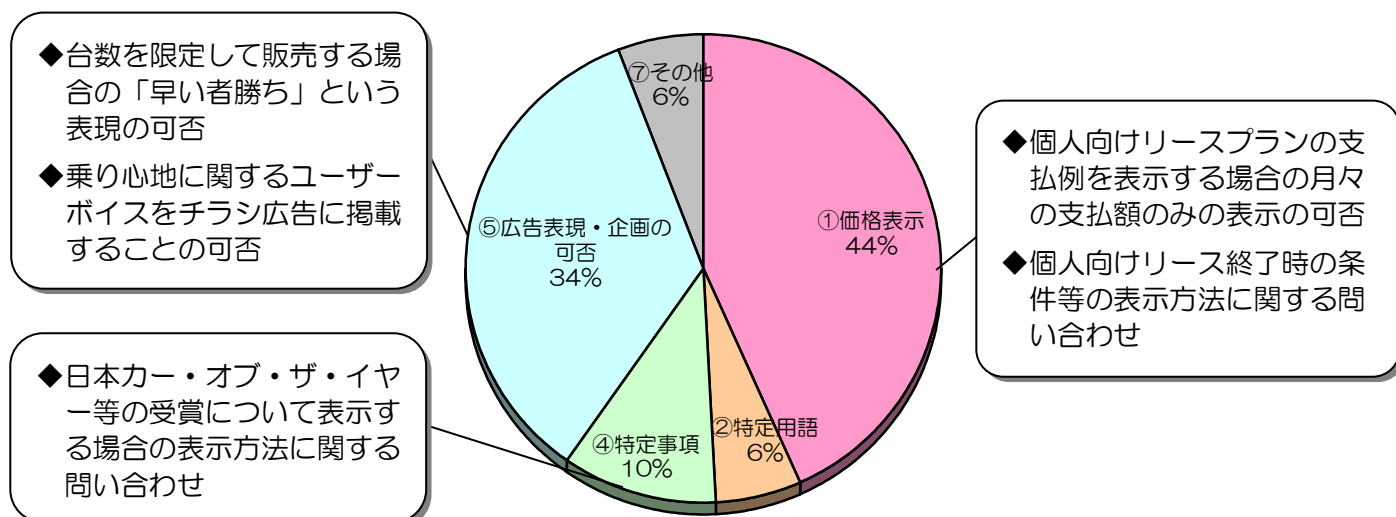
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	29	43.3%	④特定事項	7	10.4%
表示方法	8	11.9%	燃費	3	4.5%
付属品・特別仕様	2	3.0%	安全・環境（ASV技術）	2	3.0%
値引き表示	5	7.5%	写真・イラスト	0	0.0%
支払総額	1	1.5%	特別仕様・限定	0	0.0%
割賦・リース	12	17.9%	その他（受賞等）	2	3.0%
その他	1	1.5%	⑤広告表現・企画の可否	23	34.3%
②特定用語	4	6.0%	広告表現の可否	16	23.9%
新発売等	2	3.0%	企画の可否	4	6.0%
その他（最上級等）	2	3.0%	抽象的な問い合わせ	3	4.5%
③税金・諸費用	0	0.0%	⑥下取関係	0	0.0%
税金	0	0.0%	⑦その他（仕様区分等）	4	6.0%
諸費用・その他	0	0.0%	合計	67	100%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	3	15.0%	オープン懸賞	2	10.0%
一般懸賞（抽選等）	9	45.0%	その他（期間延長等）	6	30.0%
			合計	20	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例

- Q. 個人向けリースプランの支払例を広告する場合、「月々●,●●●円」と月々の支払額のみ表示することは可能ですか？
- A. 個人向けリースプランの支払例を広告する場合は、月々の支払額のみでなく、以下の項目を表示する必要があります。
- ①リースであること
 - ②頭金が必要な場合はその額
 - ③リース料金の支払回数及び支払期間、その他必要な費用
 - ④リース終了時の条件等（車両の返却、買取、リース継続等の車両の取扱い、車両状態や走行距離数等が規定の範囲外であった場合に別途費用が必要となる旨等）
- Q. 新車をご成約いただいたお客様全員を対象に、サイコロを振って出た目に応じたオプションをプレゼントすることを考えています。この場合、成約したお客様全員を対象としているので、ベタ付の方法による景品提供と考えていいですか？
- A. サイコロの出た目やジャンケンによる方法等、偶然性を利用して景品に差をつける場合は、懸賞による景品提供となりますので、一般懸賞による制限の範囲内で実施することとなります。
- 一般懸賞による方法で実施する場合は、景品類の最高額は10万円、かつ、景品類の総額は取引予定総額の2%以内で実施する必要があります。
- Q. 新車の購入時に、併せてオプションを購入していただいたお客様全員を対象に、「オプション価格相当分を値引きするキャンペーン」を広告で告知し、実施したいのですが、この場合、ベタ付景品となりますか？
- A. 「オプション価格相当分を値引き」ことは、「正常な商慣習に照らして値引きと認められる経済上の利益」に当たると考えられることから、景品とはみなされません。
- ただし、広告において、新車成約者に『もれなくオプションをプレゼント』と表示した場合は、景品類の提供とみなされますので、ベタ付の方法による制限の範囲内で実施する必要があります。ベタ付景品の場合、景品類の最高額は取引価格（この場合は車両本体価格）の20%が上限となります。

3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『広告表現・企画の可否』や『必要表示事項』等に関する問い合わせが多く、その内容としては、リースで使用していた中古車の使用歴に関する表示方法や、車検証の有効期限に「車検整備付」と表示することの可否等が寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	70	85.4%	その他	8	9.8%
景品関係	4	4.9%	合計	82	100%

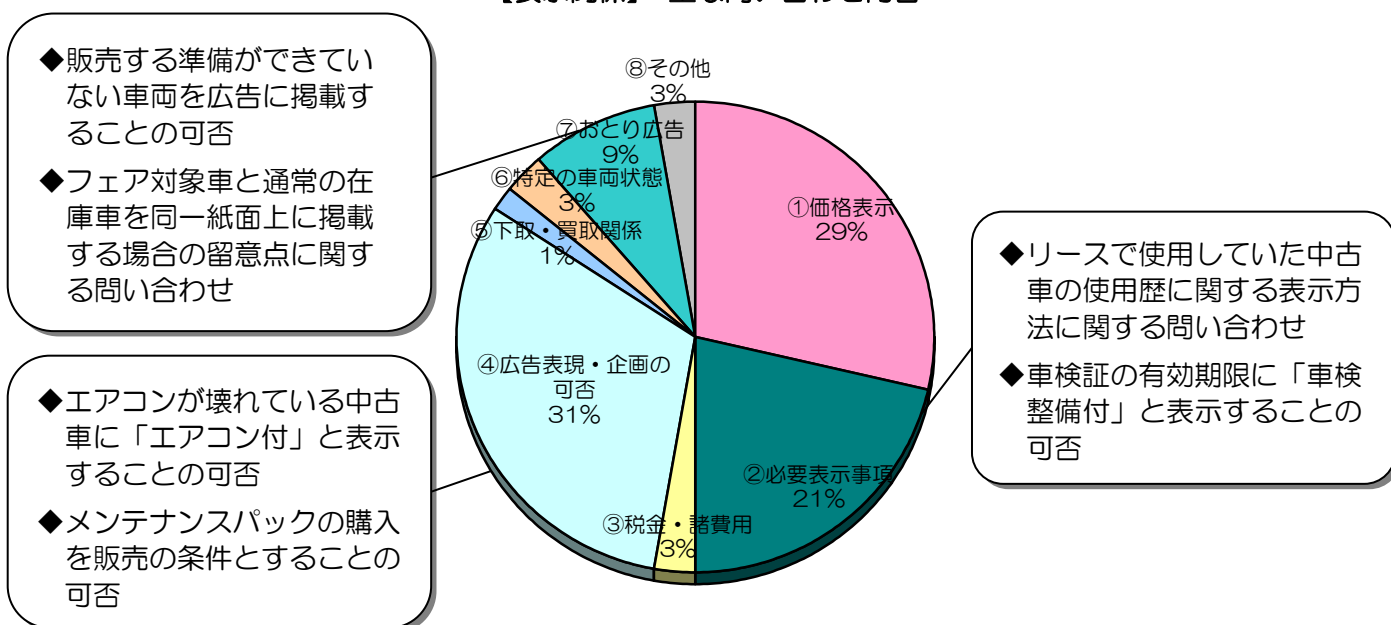
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	20	28.6%	③税金・諸費用	2	2.9%
表示方法	3	4.3%	税金	2	2.9%
値引き表示	4	5.7%	諸費用・その他	0	0.0%
支払総額	4	5.7%	④広告表現・企画の可否	22	31.4%
割賦・リース	6	8.6%	広告表現の可否	16	22.9%
その他	3	4.3%	企画の可否	2	2.9%
②必要表示事項	15	21.4%	抽象的な問い合わせ	4	5.7%
走行距離数	0	0.0%	⑤下取・買取関係	1	1.4%
保証の有無	3	4.3%	⑥特定の車両状態	2	2.9%
定期点検整備実施状況	4	5.7%	⑦おとり広告	6	8.6%
その他（車検証の有効期限等）	8	11.4%	⑧その他	2	2.9%
			合計	70	100%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	4	100.0%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞（抽選等）	0	0.0%	その他	0	0.0%
			合計	4	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例

Q. リースで使用していた中古車をチラシ広告に掲載する場合、使用歴には「リース」と表示しなければいけませんか？

A. リース車両については、車検証上は「自家用」の扱いとなりますので、チラシ広告においては省略することができます。

なお、道路運送法第2条に規定する自動車運送事業用に使用された車両は「営業用」と表示する必要があります。

Q. 車検証の有効期限が切れている中古車をチラシ広告に掲載する場合、車検証の有効期限に「車両整備付」と表示することは問題ありませんか？

A. 車検証の有効期限が切れている中古車には、「検切れ」、「検無」等車検証の有効期限が切れている旨が分かるように表示することが必要です。当該中古車の販売価格に車検整備費用が含まれている場合は、「車検整備付」の名称で表示することもできます。この場合、「車検証の有効期限が切れているため、車検整備（法定24か月点検整備）を実施して販売する」旨を付記して下さい。

なお、「検2年付」等の表示は、「販売価格に車検に必要な全ての費用が含まれている」と消費者に誤認させるおそれがあるため、行わないで下さい。

Q. エアコンが壊れている中古車に、「エアコン付」と表示することは問題となりますか？

A. エアコンが壊れている場合、「エアコン付」と表示することはできません。「エアコン付」と表示した場合、当該エアコンは正常に作動するものであると考えるのが一般的です。そのため、「エアコン付」と表示しながら実際には正常に作動しない場合は、不当表示となります。